

「学校のきまりと約束」のお願い(保護者編)

町田市立忠生小学校
校長 西 和昌
生活指導部

日頃より、本校の学校教育にご理解・ご協力ありがとうございます。今年度の教育活動・学校生活の中から、改めて、共通理解と認識の必要性がある「学校のきまり」「生活指導上、各家庭にもご協力願いたい内容」をお伝えいたします。(裏面に、本校の学校のきまりと約束をのせています)

子供たち一人一人のより良い成長はもちろんのこと、学級・学年・学校全体の安心安全な生活、よりよい教育活動のために、ご家庭におきまして、再度ご確認ください、ご理解・ご協力くださいますよう、お願いいたします。

①登下校について

- 教室入室は8時15分です。8時15分に昇降口に到着するよう登校させてください。
 - 8時30分以降の遅刻は保護者同伴で登下校してください。(児童の安全確保のため)
 - 早退する場合は、安全管理上、保護者の方が必ず来校し、引き取りをお願いします。
 - 当日の欠席や遅刻の連絡は、スマートフォンアプリ「tetoru」にて朝8:30までに連絡してください。午前8:30を過ぎての連絡は学校へ直接電話にてお知らせください。前日までに欠席等が分かっている場合には、「tetoru」にてお知らせください。
 - 下校時刻のめやすは、最後の授業終了後の15分後です。
 - 通学路ではない登下校は、補償対象外です。事故やけがが起きても補償対象になりません。習い事や遊ぶ約束をする場合も、一旦帰宅後としてください。
- 「忠生げんきっ子」に登録した児童のみ、以下の時間に校庭で遊ぶことができます。

- 忠生げんきっ子<晴天・雨天時対応>※げんきっ子の登録は随時受け付け可能
- ★げんきっ子で遊べる日時は、「げんきっこだより」をご確認ください。

②学校生活について

- 災害時は危険を伴うため、必ず上履きをはいて学校で過ごすことができるようにしてください。※休み明けに、上履き忘れがないように必ず持参させてください。
- 熱中症や感染症対策として、1年間水筒を持参できます。ただし、中味はお茶または水とします。(ペットボトルは不可)
- 学習に必要なもの以外は持って来ないようにご配慮ください。学習用具は、学校で決められたものを使用します。(シャーペン・マーカーペン・匂いや飾りつき文具などは持って来ないようにご注意ください)
- 学習用具、手提げやハンカチ・上着など、すべての持ち物に必ず記名をお願いします。

《学用品について》(入学のしおりに記載されている内容です。各家庭で再度ご確認ください)

- 学習用具は、単純な構造で飾りがなく実用的なものをご用意ください。すべてに氏名を記入してください。
- ランドセルや筆箱にはキーホルダーはつけないようにしてください。お守りはランドセルの内側のポケット内に入れるなど、工夫してください。
- 筆箱(シンプルな箱形) ☆1・2年生は箱型の筆箱を推奨します☆
※買い替える場合は3年生からは布製やポーチ型でも構いません。ただし、華美にならないようご注意ください

ださい。また、学習の妨げにならないようにご家庭でしっかりと使い方を確認してください。

※筆箱は中身を本人が自分で管理、整理できるものにしてください。

○鉛筆（2B－4本）※シンプルで書きやすいもの ※鉛筆は基本的に毎日家で削る。

○赤鉛筆・青鉛筆（1本ずつ）※赤と青が1つになった鉛筆もよい

○消しゴム（消しやすいもの・匂いなし） ○下敷き（無地） ○はさみ（利き手に合わせたもの）

○上履き（デザイン指定なし。サイズの合った物。名前以外、絵などを描かないようにしてください。）

○上履き入れ（ひも式のもの）

○防災頭巾（背もたれ式のカバー着き）※椅子に上からかぶせるタイプが椅子から落ちにくく望ましい

○体育着（丸首の白半袖体育用シャツ・紺色のハーフパンツ） ○体育の赤白帽（つばあり）

○体育着袋（ひも式のもの）

○給食セット（口拭きタオル・ランチョンマット・マスク・給食当番用帽子）

○布製手提げバッグ（専科用と図書室で借りた本や荷物を運ぶためのバッグ2枚）

※学年によって実態が違うため多少の違いがあります。各学年の使い方に合わせてください。

放課後の生活について

□忘れ物や校庭遊びなど、下校後、再登校するいかなる場合も、児童は自転車で学校に来ることはできません。（「忠生げんきっ子」も含む。）

□やむを得ず忘れ物を取りに学校に来る場合は、16時45分までに保護者と一緒に職員室に来てください。16時45分以降は対応できません。ご承知おきください。

□子供だけで、お金や貴重品を持って遊びに出かけないようにしてください。

□エアガンなど、危険な遊びは禁止です。

＊以下は、実際に起きたトラブルで増加傾向にある生活指導内容です。各家庭の方針や対応の相違もありますが、トラブルが発生してからでは遅く、見過ごすと問題も大きくなります。ご注意ください。

① 子供だけでゲームセンターや繁華街、ショッピングモールへ出かけること

② 地域住民の方々に迷惑となる行為をすること

★公園や道路などでの落書き・火遊び・スピーカー等で音楽を流す・路上での自転車遊びなど

③ 金品の貸し借りや譲与をすること（カードやゲーム機、カセットなど）

④ 学校内で起きたこと・他人のことをSNS上で話題にすること

⑤ 子供だけで、川で遊ぶこと（地域の方からの通報が増えています）

③ その他の生活指導上の対応について

□学校への携帯電話（スマートフォンやキッズフォン含む）の持ち込みはできません。ただし、下校時の安全確保を目的に、保護者の申し入れがあって、持ち込みの約束を承認いただいた場合のみ許可します。

＊次の行為は、絶対あってはならないことです。保護者の方にもご協力いただきながら、

学校・教職員一丸となって対応し、子供たちの学習・生活環境を守っていきます。

□明らかな いじめ・危険・暴力行為（相手のあるケガ）については、その状況や様子、経緯について十分聞き取りを行い、学校での対応・指導などを説明するために、必要に応じて当該児童の保護者に来校していただき、個人面談を行い再発防止に努めます。

□授業中の妨害行為（その他の児童の学習に影響を及ぼす「立ち歩き」「奇声」「暴言」など）については、度重なる注意・指導で改善がみられない場合は、必要に応じて保護者に来校していただき、授業中の見守りを行い学習環境の確保に努めます。